

趣旨

ウェスレー財団は、「キリストの博愛精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与する」を目的に公益活動を行っています。

短期人材派遣プログラムは、国内外のミッションパートナーとの協働で、法人、NGO 団体で必要とされている専門技術を持つ人材の短期派遣を助成するプログラムです。このプログラムを通して、国際相互理解を深め、社会課題解決のために働く公益活動を支援していきます。

1. 申請対象

下記のいずれかの分野に当てはまる活動であり、活動のために専門技術を持つ人材の派遣を必要とすること。

1. 児童または青少年の健全な育成
2. 社会福祉を増進する活動
3. 国際相互理解の促進
4. 社会的弱者に対する活動
5. 女性のエンパワーメントに対する活動
6. 地域コミュニティの活性化

<上記分野の職種例>

教師、ソーシャルワーカー、医療従事者、エンジニア など

2. 助成内容

① 助成期間

最長1年間（延長の申請も可能）

② 費用

人材派遣にかかわる費用のみを申請対象とします。

助成金額は当財団と申請団体との協議のもと決定し、申請団体に送金します。

3. 申請方法

申請受付期間

随時受付中

提出書類

申請書類は全て申請団体が提出してください。

① 申請書

当財団ウェブサイトからフォーマットをダウンロードし、必要項目をご記入の上 PDF データに変換しメール添付で送付してください。

② 申請団体の規約、役員名簿、会計報告、事業報告等

PDF 等のデータで添付資料としてご提出ください。

③ 派遣候補者の履歴とプロフィール

フォーマットは特に設けておりません。PDF のデータで添付資料としてご提出ください。

申請書類の送付先

提出書類全てをメール添付で送付してください。

servicework@wesley.or.jp ウェスレー財団 生原（はいばら）宛にお送りください。

* 提出書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。

* 審査の過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

4. 審査の流れ

① 書類審査

② 面談（複数回の可能性あり）

面談は、派遣候補者・申請団体・当財団の担当スタッフの三者間でオンラインで実施します。

（現地受入れ団体が別にある場合、可能であればその団体にも同席していただきます。）

5. 派遣決定～報告書提出までの流れ

① 誓約書、同意書等手続き書類の提出

交付団体および派遣決定者に記入していただきます。

- ② 中間報告の提出（助成期間が6か月以上の場合のみ）
 - ③ 必要に応じてフォローアップミーティングを実施
 - ④ 助成終了日の翌月末（3月に終了した場合は4月5日）までに終了報告書をメール添付で提出
- * 当財団のHPやSNS等で報告内容を掲載させていただきます。

6. 交付団体および派遣決定者の義務

交付団体及び派遣決定者には、下記の義務を履行する必要があります。

- ① 当財団指定の書類等を期日までに提出すること
- ② 当財団に提出した情報（住所、連絡先、派遣先での業務内容等）に変更が生じた場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

7. 派遣の停止または取消し

派遣決定後でも、以下の場合には派遣及び派遣を停止、または交付団体に対して返還を求めることがあります。

- ・申請の内容に虚偽が認められた場合
- ・反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ・その他、当財団が不相当と認めたとき

8. その他

- ① 交付団体には、必要に応じて当財団の事業への協力を求めることがあります。
- ② 申請書類から得た個人情報、厳重に取り扱い本助成金の選考のためにのみ使用します。ただし、助成が決定した場合は、団体名、事業名や事業内容を当財団のウェブサイト等で公開いたします。

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

servicework@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

* 審査結果の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、予めご了承ください。

以上